

# 令和7年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和7年3月定例教育委員会提出案件

(令和7年3月28日提出)

## (議案事項)

議第6号	中津市学校施設長寿命化計画の一部改正について	P 1
議第7号	中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部改正について	P 7
議第8号	令和7年度 中津市 学校教育指導指針について	P 13
議第9号	公立幼稚園の休園・閉園基準について	P 15
議第10号	中津市中学校文化連盟補助金交付要綱の一部改正について	P 21
議第11号	中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱の一部改正について	P 25
議第12号	中津市学校保健会補助金交付要綱の一部改正について	P 29
議第13号	令和7年度市内中学校統一公開日等行事および2学期始めの小中学校の授業について	P 33
議第14号	中津市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱の一部改正について	P 35
議第15号	中津市婦人活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について	P 41
議第16号	中津市スポーツ協会補助金交付要綱の一部改正について	P 47
議第17号	中津市スポーツ推進委員の委嘱について	P 57

## (報告事項)

報 告	令和7年当初予算一般会計の訂正について	P 59
報 告	令和7年第1回定例市議会一般質問について	P 61
報 告	学校運営協議会委員の解任について	P 67
報 告	端末整備・更新計画、ネットワーク整備計画、公務DX計画、1人1台端末の利活用に係る計画について	P 69
報 告	教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について	P 77

## (協議事項) 教育長職務代理者の指名について

中津市学校施設長寿命化計画の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市学校施設長寿命化計画

令和3年3月  
(令和7年3月改訂(案))  
中津市教育委員会

## 目 次

---

(1) 学校施設長寿命化計画の目的等	
① 背景	1
② 目的	2
③ 計画期間	2
④ 対象施設	3
(2) 学校施設の目指すべき姿	4
(3) 学校施設の実態	
① 学校施設の運営状況・活用状況等の実態	
1) 対象施設	5
2) 児童生徒数及び学級数の変化	7
3) 学校施設の配置状況	10
4) 施設関連経費の推移	11
5) 学校施設の保有量	12
6) 今後の維持・更新コスト（従来型）	13
② 学校施設の老朽化状況の実態	
1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価方法	14
2) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果	16
(4) 学校施設整備の基本的な方針等	
① 学校施設の規模・配置計画等の方針	
1) 学校施設の長寿命化計画の基本方針	20
2) 学校施設の規模・配置計画等の方針	21
② 改修等の基本的な方針	
1) 長寿命化の方針	22
2) 目標使用年数、改修周期の設定	24
(5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	
① 改修等の整備水準	25
② 維持管理の項目・手法等	26

(6) 長寿命化の実施計画	
① 改修等の優先順位付けと実施計画	27
② 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果	27
③ 計画を進める上での今後の課題	29
(7) 長寿命化計画の継続的運用方針	
① 情報基盤の整備と活用	30
② 推進体制等の整備	30
③ フォローアップ	30

#### ④ 対象施設

本計画は学校施設として保有している小学校21校、中学校10校、幼稚園11園の計42校を対象とします。

長寿命化改修の対象は、校舎及び屋内運動場とし、棟数は119棟、延べ床面積は約133,589㎡です。倉庫等の附属施設や長寿命化事業によるコスト低減効果の薄い小規模の建物及び教職員住宅は長寿命化改修の対象外とし、維持修繕で対応するものとします。

なお、学校給食施設については、『中津市学校給食共同調理場基本構想・基本計画（令和6年3月策定）』を当該施設の個別施設計画に位置付け、同計画に基づき、施設整備を行います。

新 旧 対 照 表 (令和7年3月改訂(案))

中津市学校施設長寿命化計画

新	旧
<p>(1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等</p> <p>【P.3】</p> <p>④対象施設</p> <p>(略)</p> <p>なお、学校給食施設については、  <u>『中津市学校給食共同調理場基本構想・基本計画(令和6年3月策定)』を当該施設の個別施策計画に位置付け、同計画に基づき、施設整備を行います。</u></p>	<p>(1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等</p> <p>【P.3】</p> <p>④対象施設</p> <p>(略)</p> <p>なお、学校給食施設_____は、<u>今後の学校給食の在り方や施設の集約、複合化を踏まえて検討します。</u></p>



中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、  
報酬、勤務条件等に関する規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 一部改正の理由

J E T プログラム参加者である外国語指導助手（A L T）の報酬額の改定に伴い、任期を満了したA L Tの中から任用を見込む国際化推進員についても報酬額を改定するため。

## 2. 一部改正の内容

第4条に第4号として「国際化推進員 月額 269,000 円」を加える。

別表アの表から「国際化推進員」を削る。

※ 金額については、A L Tと同程度の年収になるように設定している（国際化推進員は期末勤勉手当が支給されるため、A L Tより報酬月額を低く設定している）。

※ 中津市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定により、会計年度任用職員の報酬の基準額は行政職給料表の1級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定するのが原則なので、この規則の別表において基礎号給と上限を定めていた。

しかし、月額 269,000 円は最高号給を超えるため、同条例第9条の規定による特例としてこの規則第4条で定めることとする。

※ 時間額で規定すると、報酬の毎月の支払日が21日から10日になる等の変更点があるので、これまでどおりの運用とするため月額で規定する。

## 3. 施行期日

令和7年4月1日

教育委員会 学校教育課学校教育係 (内線 495)
---------------------------------

# 中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 趣旨

公民館長の報酬月額を、他市の状況、業務内容の増加等に鑑みて見直すもの

## 2. 改正内容

別表ア行政職給料表職種別基準表に定める公民館長の基礎号給及び上限の号給をそれぞれ次のように改める。

基礎号給	1	→	7
上 限	9	→	15

## 3. 施行期日

令和7年4月1日

社会教育課管理・文化振興係 (内線 *6 480)
------------------------------

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則（令和2年中教規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 国際化推進員 月額269,000円

別表アの表国際化推進員の項を削り、同表公民館長の項を次のように改める。

公民館長	1	7	1	15
------	---	---	---	----

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則

改正後	改正前																																																																				
<p>(報酬の特例)</p> <p>第4条 条例第9条の規定により職務の特殊性等を考慮して教育委員会が定める会計年度任用職員の報酬等の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国際化推進員</u> 月額269,000円</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>別表(第2条関係)職種別基準表</p> <p>ア 行政職給料表職種別基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>公民館長</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p>	職種	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	略	略	略	略	略	(削る。)					略	略	略	略	略	<u>公民館長</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	略	略	略	略	略	<p>(報酬の特例)</p> <p>第4条 条例第9条の規定により職務の特殊性等を考慮して教育委員会が定める会計年度任用職員の報酬等の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>別表(第2条関係)職種別基準表</p> <p>ア 行政職給料表職種別基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>国際化推進員</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>85</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>93</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>公民館長</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p>	職種	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	略	略	略	略	略	<u>国際化推進員</u>	<u>1</u>	<u>85</u>	<u>1</u>	<u>93</u>	略	略	略	略	略	<u>公民館長</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	略	略	略	略	略
職種		基礎号給		上限																																																																	
	職務の級	号給	職務の級	号給																																																																	
略	略	略	略	略																																																																	
(削る。)																																																																					
略	略	略	略	略																																																																	
<u>公民館長</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>15</u>																																																																	
略	略	略	略	略																																																																	
職種	基礎号給		上限																																																																		
	職務の級	号給	職務の級	号給																																																																	
略	略	略	略	略																																																																	
<u>国際化推進員</u>	<u>1</u>	<u>85</u>	<u>1</u>	<u>93</u>																																																																	
略	略	略	略	略																																																																	
<u>公民館長</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>																																																																	
略	略	略	略	略																																																																	

令和7年度 中津市 学校教育指導指針について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 令和7年度 中津市 学校教育指導指針

自立する力を育て、社会で活躍できる子どもの育成

## 1 信頼される学校組織の強化

### 「個の力」の育成と「チーム力」の強化

- ①学校の教育目標と個人目標との連動
- ②組織的なOJT・短期のPDCAによるミドルリーダー・経験年数の浅い教職員の人材育成
- ③個の力を高めるための学校・教科・学年の垣根を越えた実践の共有
- ④非違行為、服務規律違反ゼロを目指す法令遵守の徹底
- ⑤地域と協働・連携した働き方改革の推進、学校支援センターと連携した学校運営体制の充実

## 2 子どもの意欲を高め・力を伸ばす学校教育の充実

### 自ら学ぶ意欲と確かな学力の育成

- ①みんな活躍授業の推進と充実
  - ・「中学校学力向上対策3つの提言・新大分スタンダード」をもとにした授業づくり
- ②言語能力の育成
  - ・キーワードを効果的に用いた問題解決型学習の充実
- ③個別最適な学習の充実
  - ・各種学力調査分析に基づいた授業と家庭学習・小テスト・補充学習の連動
  - ・AIドリルの活用

### 新しい時代に必要な総合力の育成

- ①「総合的な学習の時間」を核とした教科横断的な学習の充実
  - ・ふるさと学習・キャリア教育の充実
- ②外国語の学力向上の取組推進
  - ・小中が連携した基礎基本を定着させる授業改善の充実
  - ・ALTとの連携による各種体験活動を活用したコミュニケーション力の育成
- ③情報活用能力の育成
  - ・ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実

### 豊かな心の育成健康・体力づくりの推進

- ①道徳教育・人権教育の全体計画・年間指導計画に基づく確実な実施
- ②人権意識・人権教育の実践力を高める研修の充実
  - ・共通教材系統表に基づく授業研究の実施
  - ・中津市人権教育研究協議会との連携
- ③体力向上に向けた1校1実践による組織的取組の充実
- ④食習慣、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進

### 特別支援教育の充実

- ①「個別の指導計画」の活用促進及び内容の質の向上
- ②研修等を通じたUDの視点での授業づくりの推進

### 幼児教育の充実

- ①架け橋期に願う子どもの姿を意識した架け橋期カリキュラムの**実践と検証**
- ②幼保小の円滑な接続に向けての研修の実施
  - ・幼児教育アドバイザーの活用

## 3 安全・安心な学校づくりの推進 家庭・地域との連携・協働

### 組織的ないじめ・不登校対策の充実

- ①自己指導能力の育成を意識した教育活動の推進及び自治活動の充実
- ②子ども理解のための**家庭訪問等による日常的な家庭との連携**
- ③校内いじめ・不登校対策委員会を機能させた組織的対応の充実及び関係機関との連携強化
- ④市教委連絡票を活用した早期解決支援及び学期始めの支援の取組充実
- ⑤ICTの活用、教育支援センター「ふれあい学級」等との連携強化による不登校児童生徒への学習支援の拡充
- ⑥「人間関係づくりプログラム」の継続的な実施による未然防止の取組充実



### 安全・安心な体制づくり

- ①危機管理体制の充実
- ②関係機関との連携による防災教育の充実
- ③健康診断・ストレスチェック・勤務実態改善計画の実施による安心・安全な職場づくり

### 家庭・地域等との連携・協働

- ①学校・家庭・地域と連携した目標協働達成のためのコミュニティ・スクールの取組の拡充
- ②地域の教育力や社会教育との積極的な連携・活用促進  
(「学びのスズメ土曜塾」「ほーかご子ども教室」等の活用)

「学びの里なかつ」 ～ 一人ひとりを大切にする教育 ～

公立幼稚園の休園・閉園基準について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久



中津市中学校文化連盟補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市中学校文化連盟補助金交付要綱の一部改正の概要

## 1. 提案理由

令和6年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

## 2. 内容

要綱の失効期日を令和7年3月31日から令和10年3月31日に更新

## 3. 施行期日

公示の日

中津市告示第 号

中津市中学校文化連盟補助金交付要綱（令和元年中津市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示のから施行する。

新旧対照表

○中津市中学校文化連盟補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>第1～16条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有する。</p>	<p>第1～16条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有する。</p>

中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱の一部改正の概要

## 1. 提案理由

令和6年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

## 2. 内容

要綱の失効期日を令和7年3月31日から令和10年3月31日に更新

## 3. 施行期日

公示の日

中津市告示第 号

中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱（令和元年中津市告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示のから施行する。

新旧対照表

○中津市人権教育研究協議会補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>第1～16条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有する。</p>	<p>第1～16条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有する。</p>



中津市学校保健会補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 中津市学校保健会補助金交付要綱の一部改正の概要

### 1. 提案理由

令和6年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

### 2. 内容

要綱の失効期日を令和7年3月31日から令和10年3月31日に更新

### 3. 施行期日

公示の日

中津市告示第 号

中津市学校保健会補助金交付要綱（令和元年8月6日中津市告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

新旧対照表

○中津市学校保健会補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>第1～16条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有する。</p>	<p>第1～16条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第11条から第15条までの規定は、この告示の執行後も、なおその効力を有する。</p>

令和7年度市内中学校統一公開日等行事および  
2学期始めの小中学校の授業について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱の  
一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 中津市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱の一部改正の概要

### 1. 趣旨

補助事業を継続するため、要綱の終期を延長するもの。

### 2. 改正内容

要綱の附則において令和 7 年 3 月 31 日限りとしている失効期限を、令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。

### 3. 施行期日等

令和 7 年 3 月 31 日

## 中津市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市青少年健全育成市民会議補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号）及び補助金等の交付手続きに関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市青少年健全育成市民会議会則第3条に定める各種活動（以下、「補助事業」という。）を推進するため、中津市青少年健全育成市民会議に対し、補助事業の実施に要する経費を市が補助することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）は、補助事業の活動（各支部の活動を含む。）に係る費用のうち、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（茶菓料に限る。）、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料、県民会議負担金、安全・安心まちづくり推進大会負担金とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。



(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、翌会計年度の4月30日までに実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支払領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、この要綱の目的を効果的に達成するために必要と市長が認めるときは、交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により概算払の支払を受けたものは、前条の規定により交付すべき額が確定した後に補助金交付精算（請求）書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定による書類の提出があったときは、補助金を交付し、又は既に交付した補助金を精算するものとする。

(関係書類等の整備)

第10条 補助企業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 9 日から施行し、平成 28 年度に交付する補助金から適用する。

### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第 7 条から第 10 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

### 附 則 (平成 31 年 3 月 29 日中津市告示第 50 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 31 年度に交付する補助金から適用する。

### 附 則 (令和元年 7 月 19 日中津市告示第 61 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 31 年度に交付する補助金から適用する。

### 附 則 (令和 4 年中教社暦第 1 号)

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

### 附 則 (令和 7 年中教社暦第 1 号)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

新旧対照表

○中津市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>

中津市婦人活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 中津市婦人活動支援事業補助金交付要綱の一部改正の概要

### 1. 趣旨

交付対象団体のうち、一部の団体が解散したため、交付の対象を改正するもの。

### 2. 改正内容

第3条において交付の対象としている団体を以下のとおり改正する。

#### 改正前

- (1) 中津地区地域婦人団体連合会
- (2) 本耶馬溪町地域婦人団体連合会
- (3) 耶馬溪町地域婦人団体連合会
- (4) 山国町地域婦人団体連合会

#### 改正後

- (1) 中津地区地域婦人団体連合会
- (2) 山国町地域婦人団体連合会

### 3. 施行期日等

令和7年3月31日

※解散した団体への補助金交付事務に係る市定期監査は、令和6年度に実施済

## 中津市婦人活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市婦人活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市内の婦人活動団体(以下「団体」という。)に対し、男女共同参画社会を目指し、心の通い合う温もりのある地域づくりの活動(以下「補助事業」という。)に要する経費を市が補助することにより、地域社会に貢献できる女性の育成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

(1) 中津地区地域婦人団体連合会

(2) 山国町地域婦人団体連合会

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために要する経費のうち次に掲げるものとする。

研修費、会議費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、旅費

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする団体(以下「申請者」という。)は補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容

を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、翌会計年度の4月30日までに実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、この要綱の目的を効果的に達成するために必要と市長が認めるときは、交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、補助事業者等はその不足する額について補助金精算（概算）払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

4 市長は、前2項の規定による書類の提出があったときは、補助金を交付し、又は既に交付した補助金を精算するものとする。

（関係書類等の整備）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は公示の日から施行し、平成 21 年度に交付する補助金から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第 7 条から第 10 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成 24 年 3 月 29 日中津市告示第 114 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 23 日中津市告示第 79 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 13 日中津市告示第 57 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 30 年度に交付する補助金から適用する。

附 則 (令和元年 6 月 28 日中津市告示第 38 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年中教社暦第 7 号)

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (令和 6 年中教社暦第 7 号)

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (令和 7 年中教社暦第 1 号)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。



新旧対照表

○中津市婦人活動支援事業補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>(交付の対象)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中津地区地域婦人団体連合会  <del>(削る。)</del></p> <p><del>(削る。)</del></p> <p>(2) 山国町地域婦人団体連合会</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中津地区地域婦人団体連合会</p> <p><del>(2) 本耶馬溪町地域婦人団体連合会</del></p> <p><del>(3) 耶馬溪町地域婦人団体連合会</del></p> <p><del>(4) 山国町地域婦人団体連合会</del></p>

中津市スポーツ協会補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市スポーツ協会運営補助金交付要綱の

## 一部改正概要

### 1 趣旨

当要綱は令和 7 年 3 月 31 日に効力を失うが、引き続き中津市スポーツ協会による市民体育の向上を図るため、失効期日の延長をはかるもの。

また県民体育大会費の名称変更に伴い、要綱内の名称を変更するもの。さらに、事業廃止および補助対象外の見直しに伴い、該当する項目を要綱から削除するもの。

### 2 一部改正の内容

- ①告示の失効について、令和 7 年 3 月 31 日を令和 10 年 3 月 31 日に改める。
- ②別表第 1 の県民体育大会費を県民スポーツ大会費に変更する。
- ③別表第 1 から県内一周駅伝大会費を削除する。
- ④別表第 1 からふるさとスポーツ振興事業費を削除する。
- ⑤別表第 2 の視察研修時の弁当代を削除する。

### 3 施行期日

令和 7 年 3 月 28 日

教育委員会体育・給食課 (内線 471)
-------------------------

## 中津市スポーツ協会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市スポーツ協会運営補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市スポーツ協会(以下「スポ協」という。)が、スポーツ振興事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を市が補助することにより、市民体育の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助限度額)

第3条 市長は、スポ協が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1のとおりとする。

3 別表第2に掲げる経費は、補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 スポ協は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 スポ協は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 事業の実績を記した書類

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）によりスポ協に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、事業完了前に交付することが必要であると認めるときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。

2 スポ協は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類等の整備）

第10条 スポ協は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和４年中教体第１９８号）

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

附 則（令和６年中教体第３９６４号）

この要綱は、令和７年３月２８日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費		補助率及び限度額	
1	スポ協の運営費として必要な経費	10分の10	
2	各種事業費 (1) スポーツ振興費 (市民講座その他スポーツ事業に要する経費に限る。)	10分の10	
		(2) 県民スポーツ大会費	10分の10
		(3) 市民体育大会費	1競技につき一律3万円
		(4) その他スポーツ振興に要する経費	10分の10
3	各種補助金の支出に要する経費	(1) 諭吉の里「なかつ」ハーフマラソン・ウォーキング大会補助金	10分の10
		(2) 台覧記念相撲大会補助金	10分の10
		(3) 成人祝賀駅伝大会補助金	10分の10
		(4) 全国大会運営補助金	30万円を限度に市長が認める額
		(5) その他大会補助金	10分の10
4	大分県スポーツ協会負担金の支出に要する経費	大分県スポーツ協会が指定する額	
5	加盟競技団体の推進に要する経費	スポ協の予算執行状況に応じ、加盟団体負担金の2倍に相当する額を限度に市長が認める額	
6	全国大会出場助成金の支出に要する経費	団体の場合は1団体につ	

	き 10 万円、個人の場合は 1 人につき 2 万円を限度 に市長が認める額
7 スポーツ協会特別表彰報奨金の支出に要する経費 (全国大会又は国際大会に出場し、優勝又はこれに 準ずる成績を収めた個人又は団体に交付する場合に 限る。)	団体の場合は 1 団体につ き 10 万円、個人の場合は 1 人につき 5 万円を限度 に市長が認める額
8 支部協会の運営費として必要な経費	10 分の 10
9 県内で開催されるプロスポーツ観戦チケット購入 に要する経費	10 分の 10



別表第2（第3条関係）

補助対象外経費

項目	例
役員手当	役員に対する給与的な意味合いの報酬等
交際費・慶弔費	香典代、生花代等
食糧費	酒代、懇親会費等
旅費・宿泊費	遠方への視察、慰労を伴うもの（市において旅費として支給可能なものに準じるものを除く。）
補助金又は負担金	上部組織、下部組織、関係団体等への補助金又は負担金（事業内容を精査の上、補助対象とした方が事務効率性に優れる等の合理的な理由がある場合を除く。）
備品購入費	補助事業以外での利用も可能な汎用性の高い備品の購入に要する経費
積立金・寄付金	
予備費	
参加賞	イベント又は大会の開催時に配布する参加賞に要する経費。ただし、参加料を徴収している場合であって、補助対象とすることが社会通念上許容されると認められるときは、市長が関係部署と協議の上、相当と認める範囲内で補助対象とすることができる。

新旧対照表

○中津市スポーツ協会運営補助金交付要綱

改正後		改正前																																																									
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th> <th>補助率及び限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 各種事業費</td> <td>(1) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 県民スポーツ大会費</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3～9 略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係) 補助対象外経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td>酒代、懇親会費</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費		補助率及び限度額	1 略		略	2 各種事業費	(1) 略	略	(2) 県民スポーツ大会費	10分の10	(3) 略	略	(削る。)		(削る。)		(4) 略	略	3～9 略		略	項目	例	略	略	食糧費	酒代、懇親会費	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th> <th>補助率及び限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">2 各種事業費</td> <td>(1) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 県民体育大会費</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(4) 県内一周駅伝大会費</td> <td>前年度決算額を限度に市長が認める額</td> </tr> <tr> <td>(5) ふるさとスポーツ振興事業費</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>(6) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3～9 略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係) 補助対象外経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td>酒代、懇親会費、視察研修時の弁</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費		補助率及び限度額	1 略		略	2 各種事業費	(1) 略	略	(2) 県民体育大会費	10分の10	(3) 略	略	(4) 県内一周駅伝大会費	前年度決算額を限度に市長が認める額	(5) ふるさとスポーツ振興事業費	10分の10	(6) 略	略	3～9 略		略	項目	例	略	略	食糧費	酒代、懇親会費、視察研修時の弁
補助対象経費		補助率及び限度額																																																									
1 略		略																																																									
2 各種事業費	(1) 略	略																																																									
	(2) 県民スポーツ大会費	10分の10																																																									
	(3) 略	略																																																									
	(削る。)																																																										
	(削る。)																																																										
(4) 略	略																																																										
3～9 略		略																																																									
項目	例																																																										
略	略																																																										
食糧費	酒代、懇親会費																																																										
補助対象経費		補助率及び限度額																																																									
1 略		略																																																									
2 各種事業費	(1) 略	略																																																									
	(2) 県民体育大会費	10分の10																																																									
	(3) 略	略																																																									
	(4) 県内一周駅伝大会費	前年度決算額を限度に市長が認める額																																																									
	(5) ふるさとスポーツ振興事業費	10分の10																																																									
	(6) 略	略																																																									
3～9 略		略																																																									
項目	例																																																										
略	略																																																										
食糧費	酒代、懇親会費、視察研修時の弁																																																										

改正後		改正前	
	等		当代等
略	略	略	略

中津市スポーツ推進委員の委嘱について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 中津市スポーツ推進委員の委嘱について

### 【中津市スポーツ推進委員の新任（追加）】

氏名	性別	年齢	地区	住所
	男性	39	中津	
	女性	66	中津	
	男性	50	耶馬溪	
	男性	35	耶馬溪	

### 【中津市スポーツ推進委員の辞任】

氏名	性別	年齢	地区	住所
	男性	47	本耶馬溪	
	男性	47	本耶馬溪	
	男性	80	耶馬溪	
	男性	73	耶馬溪	
	男性	71	耶馬溪	

委嘱理由：5名の委員は自身の都合によりスポーツ推進委員を続けることが困難であると申出があったため辞任。また、中津地区及び耶馬溪地区のスポーツ推進委員の補充及び生涯スポーツの推進のため、体育・給食課及び耶馬溪支所の推薦により4名追加。

委嘱機関：令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

### 【参考（新任追加後地区内訳）】

地区名	人数	内訳
中津	8名	男：7 女：1
三光	9名	男：6 女：3
本耶馬溪	8名	男：4 女：4
耶馬溪	10名	男：6 女：4
山国	8名	男：8 女：0
合計	43名	男：31 女：12

（スポーツ推進委員定数）

○中津市スポーツ推進委員に関する規則第3条 スポーツ推進委員は、54人以内とする。

令和7年当初予算一般会計の訂正について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

令和7年第1回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

令和7年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	日程
1	13番	木佐貫 佳子	<p>1. 「これからの中津市の教育」をどうしていくのか</p> <p>①「公立幼稚園」だからできることは</p> <p>②地域の学校の在り方</p> <p>2. 新しい文化を地域の活性化につなげるには</p> <p>①これまで山国町に来たコスプレイヤーの数</p> <p>②コスプレイヤーが山国町に多く来るようになった要因は</p> <p>③現状について（成果と課題）</p> <p>④地域の活性化によりつなげることについての支所の展望は</p> <p>3. 災害時にも安心できるまちづくりは（孤立集落対策について）</p> <p>①孤立集落の実態調査の結果</p> <p>②市としての孤立化の防止対策</p> <p>③孤立集落に対する支援</p>	市長 教育 関係 者
2	11番	千木良 孝之	<p>1. 道路計画について</p> <p>①万田沖代線</p> <p>②臨港道路1号線</p> <p>③下池永西大新田線道路</p> <p>④その他幹線道路</p> <p>2. 防災について</p> <p>①自主防災組織の活動状況</p> <p>②災害時の避難所</p>	市長 関係 者
3	1番	恒賀 慎太郎	<p>1. 大幡幼稚園及び放課後児童クラブの建設計画について</p> <p>①令和7年度の建設及び令和8年度からの運営スケジュール並びにクラブ利用説明会はどの時点で案内を出すのか</p> <p>②幼稚園に隣接する交差点の安全対策が令和8年度に向け外構工事（歩道整備、駐車場整備）が重複するが、信号からプール間を先行できないか</p> <p>2. 今後の中学校部活動を中津市はどう考えているか</p> <p>①学校間でクラブ数の偏在が進んでいるが、義務教育下での地域クラブとの連携をどう考えているのか</p> <p>②これまで教師が部活顧問をやっていたが民間から支援（指導）に入った方々の大会参加時の費用負担は保護者かまたは体協を通じ支援は出来ないか</p> <p>3. 害獣対策</p> <p>①猟友会によるイノシシ、シカ等の駆除の現状及び農業被害状況</p> <p>②防護柵に対する補助金の適用条件とその内容</p> <p>③補助金は1度限りか</p> <p>4. 農業機械レンタルサービス支援</p> <p>①小規模農家でも設備費軽減により農業継続が出来るように</p>	市長 教育 関係 者
4	2番	奥村 一義	<p>1. 子ども子育て支援の充実</p> <p>①合計特殊出生率の推移</p> <p>②合計特殊出生率の向上のために</p> <p>2. 消防体制の整備</p> <p>①消防団員数の推移</p> <p>②消防団員数を増やす取組み</p> <p>③消防団員の防災士資格取得</p> <p>3. 中津港の利用促進</p> <p>①中津港の貨物取扱量などの現状</p> <p>②RORO船誘致に対する取組み</p>	市長 関係 者



令和7年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	日程
5	19番	相良 亜寿香	<p>1. 中津南高耶馬溪校の全国募集について</p> <p>①現段階での全国募集の進捗状況は</p> <p>②支援コーディネーターの役割と必要性</p> <p>③魅力的な学業内容について市の考えは</p> <p>④生徒の居住環境についての考えは</p> <p>2. 旧下毛の空き家状況と活用方法について</p> <p>①空き家の件数は</p> <p>②空き家バンクの登録状況と成約件数は</p> <p>③外部に対するの告知方法は</p> <p>④空き家の活用方法についての市の見解は</p> <p>3. 避難訓練について</p> <p>①これまで市主体または自主防災組織で実施した避難訓練の状況</p> <p>②訓練を実施できていない地域への呼びかけは</p> <p>③通信アプリを活用した予告のない「避難訓練」の実施</p>	市長 関係者
6	20番	小住 利子	<p>1. 居住支援ネットワークの体制整備</p> <p>①居住支援ネットワークとは</p> <p>②居住支援の相談状況と居住支援法人の支援の現状</p> <p>③居住支援協議会設立の意義と考えは</p> <p>2. 入院する子どもの付き添いへの支援</p> <p>①市民病院の付き添い入院に関する規定</p> <p>②付き添い入院の状況（直近2年）</p> <p>③付き添う方への支援体制の現状と今後の考え（食事・睡眠環境・入浴）</p> <p>④付き添う際に他の兄弟等への支援に関する情報提供や今後の対応</p> <p>3. 体育館のエアコン設置</p> <p>①体育館の数と避難所指定の数およびエアコン設置状況</p> <p>②熱中症や災害対策としての考えは</p> <p>③体育館のエアコン設置に対する考えは</p> <p>4. 投票率向上に向けた取組み</p> <p>①模擬投票（北高・豊田小）の実態と効果及び生徒・児童の感想は</p> <p>②投票に行けない方への支援の現状と今後の対策</p> <p>③どこの投票所でも投票が出来るシステムの考えは</p> <p>④期日前投票所を増やす考えは（ゆめタウン内・移動期日前投票所）</p>	市長 関係者
7	15番	大内 直樹	<p>1. 「小1の壁」に関する総合的な対応方針について</p> <p>①保護者の声の把握と意見反映</p> <p>②具体的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝の預かり等（登校時間前の受け入れ）の実施</li> <li>・朝の校庭開放</li> </ul> <p>③放課後児童クラブの運営時間と働く保護者のニーズの整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝（朝7時以前）や夜の延長（19時以降）の拡充予定</li> <li>・夏休み、冬休み、春休みの長期休暇期間の利用において、保護者の負担軽減策（利用時間拡大など）の検討</li> </ul> <p>④施設の新設や増設の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を増やすために、どのような対応を検討されているか</li> </ul> <p>⑤保護者の就労支援・柔軟な勤務環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業への働きかけと行政の支援策</li> </ul> <p>⑥行政自体の勤務制度の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の勤務環境において、時短勤務や在宅勤務の導入状況</li> <li>・小学校低学年の子どもを持つ職員への支援策（勤務時間調整、フレックス制度など）</li> </ul> <p>2. 健全な放課後児童クラブの運営について</p> <p>①現在、放課後児童クラブを取り巻く状況</p> <p>②運営委員会方式の放課後児童クラブへの対応</p>	市長 関係者

順位	議席	氏名	質問の要旨	日 程
8	23番	木ノ下 素信	<b>1. 地域包括ケア計画</b> ①日常生活圏ごとの状況 ②住まい・生活支援・介護・予防・医療それぞれの課題 ③これからの具体的な取組み <b>2. 水防法による要配慮者施設の避難確保計画と訓練</b> ①該当する施設数と受付部署 ②避難確保計画策定・訓練実施の報告数と訓練の内容 ③市としての取組み <b>3. 介護保険法に基づく事業継続計画（BCP）と義務化における訓練</b> ①BCP訓練の現状把握 ②訓練計画の策定支援 ③訓練の内容と方法の妥当性 ④施設の負担軽減と市の役割と責任	市長 関係者
9	5番	川内 八千代	<b>1. 学校給食の充実</b> ①小中学生全員無料に ②給食調理場統合は見直しを <b>2. CO2削減のために</b> ①ごみ減量計画の進捗と市民の協力（ごみ袋値下げ） ②次期ごみ処理施設の整備の検討状況 <b>3. 市民に頼りにされる市民病院</b> ①診療科の充実と医師確保 <b>4. 高齢者、障がい者も暮らしやすいまち</b> ①公共交通充実を早く ②障がい者・児対応 <b>5. ジェンダー平等の中津市へ</b> ①会計年度職員の処遇改善	市長 関係者
10	4番	荒木 ひろ子	<b>1. 子どもたちに安全・安心おいしい給食を</b> ①現在の給食の改善 ②子ども達、保護者、市民の意見の反映 ③地元産の食材の確保 ④プラスチック製品削減、脱却の考え ⑤給食費無償化の考え <b>2. 市民の納得、合意のごみ行政を</b> ①ごみ減量対策の実績・効果 ②新施設の取組み状況 ③ごみ袋の値下げ <b>3. 八潮市の陥没事故を教訓に市民の安全確保対策の充実を</b> ①下水道管・水道管の検査 ②道路の老朽化の安全改善対策 ③消防団の装備の充実 ④PFASの検査 <b>4. 日本被団協のノーベル平和賞を祝し、市民と共に核兵器廃絶の取組みを</b> <b>5. 放課後児童クラブの運営方針について</b>	市長 関係者

令和7年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	日程
11	7番	古江 信一	<p><b>1. 2025年超高齢化社会の課題</b></p> <p>①在宅医療・介護増加の対策は（人材確保他）</p> <p>②健康寿命延伸対策の現状と課題</p> <p>③多死社会への対応（墓じまい・エンディングノート他）</p> <p><b>2. 防災・減災における自助・共助の強化を</b></p> <p>①女性及び外国人の防災活動への参画推進</p> <p>②災害時協力井戸の登録状況</p> <p>③教職員及び市職員の防災士資格取得の現状</p> <p>④耐震化のすすめ</p> <p>⑤避難所の環境整備の改善（空調・AED他）</p>	市長 関係者
12	24番	本田 哲也	<p><b>1. 森林環境譲与税の有効活用で森林の多面的機能のパワーアップ</b></p> <p>①市では林業をどう捉えているか</p> <p>②森林環境税／譲与税の制度の仕組み ・中津市民の税負担額</p> <p>③令和元年～5年の譲与税収支（各単年度及び合計と積立額） ・令和6年以降の配分予定額 ・支出項目ごとの金額</p> <p><b>④項目ごとの機能アップの提案</b></p> <p>・森林整備</p> <p>・人材育成／確保</p> <p>・木材利用促進（教育文化施設等）</p> <p>・普及啓発</p> <p><b>2. 空き家対策</b></p> <p>①空き家数、バンク登録数、及び成約数の推移</p> <p>②関連補助金の活用状況</p> <p>③民間との連携</p>	市長 関係者 市教育
13	14番	三重野 玉江	<p><b>1. 多様化する市民ニーズに対応を</b></p> <p>①地域密着型自治体アプリについての市の考えは</p> <p>②取り組むとすればどのような活用を</p> <p>③自治体におけるデジタル地域通貨の導入は</p> <p>④プレミアム付き商品券の実施予定、また電子マネー決済の導入は</p> <p>⑤市民の困りごとに迅速かつ効率的に対応するための行政のデジタル化</p> <p><b>2. 地域の魅力を引き出す地域ブランディングと二地域居住の推進</b></p> <p>①市の考える地域ブランディングとは</p> <p>②現在進行中の地域ブランディング施策、取組み、民間との連携は</p> <p>③二地域居住に対する市の考えは</p> <p>④滞在、居住を実現するための行政の支援策は</p> <p><b>3. 県立中津南高耶馬溪校の未来をどう考える</b></p> <p>①全国募集制度導入に関する進捗と現状の課題は</p> <p>②全国募集を進めるために必要な予算や資源の確保は</p> <p>③地元の企業や地域社会と連携し、全国から来る生徒に地域社会との接点を提供する取組み、また地域経済や文化への影響は</p>	市長 関係者

令和7年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	日程 関係者
14	22番	山影 智一	<p>1. 中心市街地の活性化について</p> <p>①エリアマネージャー、タウンマネージャーの設置</p> <p>②新博多町交流センターの機能のあり方</p> <p>③観光DMOと「まちづくり会社」</p> <p>2. 漁業・漁村地域の振興について</p> <p>①新埋立地の活用と整備</p> <p>3. 農業・農村地域の振興について</p> <p>①農業、農村地域の課題と対策</p> <p>②多面的機能支払交付金制度の課題、今後の方向性</p> <p>③中山間地域等直接支払制度の課題、今後の方向性</p> <p>4. カスタマーハラスメント防止条例の制定について</p> <p>①「外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱要綱」の意義と運用状況</p> <p>②内部通報制度、予防法務体制づくり</p> <p>③市民、企業、関係機関との連携</p>	市長 関係者
15	3番	瀧野 真己	<p>1. 市民プール</p> <p>①市民プールの概要</p> <p>②過去5年分の利用者数と収支</p> <p>③漏水の原因</p> <p>④今後の方針</p> <p>2. 民生委員・児童委員</p> <p>①概要、活動内容、待遇</p> <p>②人数の推移、平均年齢、欠員の有無</p> <p>③今後の委員確保にむけて</p> <p>3. 災害としての熱中症対策</p> <p>①熱中症に対する予防、対処法の啓発</p> <p>②熱中症により搬送された人数、熱中症が死亡原因と思われる方の人数</p> <p>③今後の対策</p> <p>4. 公園について</p> <p>①市が管理している公園の数</p> <p>②防災倉庫が設置されている箇所</p> <p>③今後の公園の在り方</p>	市長 関係者 市教育
16	21番	松葉 民雄	<p>1. AIの活用について</p> <p>①AI導入における課題</p> <p>②AI導入効果の検証と情報公開</p> <p>③個人情報保護と倫理的な配慮</p> <p>2. 浄化槽について</p> <p>①現状の単独処理浄化槽の設置状況</p> <p>②合併処理浄化槽への転換促進策</p> <p>③防災拠点における浄化槽の活用</p> <p>④浄化槽台帳システムの活用</p> <p>⑤緊急要望書に関する法改正の早期実現</p> <p>3. ペット同伴避難について</p> <p>①ペット同伴避難における課題と対策</p> <p>②ペット防災対策の普及啓発</p> <p>③災害時におけるペットの救護体制</p> <p>4. 農業対策について</p> <p>①耕作放棄地の現状と対策</p> <p>②グリーンエネルギー政策と地域活性化</p> <p>③スマート農業技術の導入支援</p>	市長 関係者

学校運営協議会委員の解任について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

端末整備・更新計画、ネットワーク整備計画、  
公務DX計画、1人1台端末の利活用に係る計画について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年3月28日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 2月15日～3月31日 教育委員会 報告

### 2月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
15日(土)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等	
	9:00	慶應義塾体育会野球部中津市合宿	ダイハツ九州スタジアム	
	9:00	雛がいざなうお屋敷めぐり(3月16日まで)	大江、村上医家史料館、他	
	14:00	美術鑑賞講座「美術のすすめ」	小幡記念図書館視聴覚室	
16日(日)	9:00	慶應義塾体育会野球部中津市合宿	ダイハツ九州スタジアム	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
17日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
18日(火)	13:30	令和6年度大分県社会教育委員連絡協議会 ブロック別社会教育研修会(県北ブロック)	中津市和田コミュニティーセンター	
	15:30	特別支援連携協議会	教育委員会室	
	18:30	保護者向け子育て講演会	中津下毛教育会館	
19日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
	14:00	総合教育会議	中津市役所	市長 教育長他
20日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
21日(金)				
22日(土)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等	
	14:00	上映会(児童) 「映画すみっぐらし ツギハギ工場のふしぎなコ」	小幡記念図書館視聴覚室	
23日(日)	13:00	令和6年度山国町地婦連大会	コアやまくに シアター	市長他
24日(月)				
25日(火)	10:00	令和7年第1回定例会開会(3月25日まで)	中津市議会	
	15:30	小中高短大連絡協議会	教育委員会室	
26日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
27日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
28日(金)				

### 3月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(土)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等	
	14:00	上映会(一般)「ある閉ざされた雪の山荘で」	小幡記念図書館視聴覚室	
2日(日)	9:00	三光文化協会文化祭	三光コミュニティーセンター	教育長他
	11:00	日曜おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
3日(月)		市議会 一般質問(～6日まで)	中津市議会	
4日(火)	17:00	第1回臨時教育委員会	教育委員会室	教育長他
5日(水)				
6日(木)	9:00	令和6年度まなびんフェスタ(作品展示)6日(木)～8日(土)	中津市生涯学習センター「まなびん館」	
7日(金)		中学校卒業式	各中学校	教育長他
	14:00	博物館協議会	新中津市学校	
8日(土)		本耶馬溪公民館文化祭(～9日(日))	本耶馬溪公民館	教育長他
	10:00	令和6年度まなびんフェスタ(実技発表)	中津市生涯学習センター「まなびん館」	
	13:30	令和6年度中津市協育フォーラム	三光コミュニティーセンター	教育長他
	14:00	上映会(児童)「映画すみっぐらし ツギハギ工場のふしぎなコ」	小幡記念図書館視聴覚室	
9日(日)	9:00	大幡コミュニティーセンターまつり	大幡コミュニティーセンター	教育長他
	9:00	やまくに生涯学習まつり	コアやまくにシアター	教育長他
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	



## 2月15日～3月31日 教育委員会 報告

### 3月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
10日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
11日(火)		市議会 議案質疑(～12日まで)	中津市議会	
	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくつちゃん」	三光コミュニティーセンター	
12日(水)				
13日(木)		市議会 教育厚生委員会	中津市議会	
14日(金)	14:00	校長会議	研修室	
	15:30	名勝耶馬溪保存整備委員会	新中津市学校	
15日(土)	9:00	特別展「羅漢の棲む処」(～5/6まで)	歴史博物館	
	9:00	写真展「五百羅漢修復 祈りの継承」(～5/6まで)	歴史博物館オープンギャラリー	
	14:00	上映会(一般)「52ヘルツのクジラたち」	小幡記念図書館視聴覚室	
16日(日)	10:00	中津市生涯学習大学祭・閉講式・第5回運営委員(正・副)会議	中津文化会館	市長他
17日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
18日(火)	10:00	いじめ問題専門委員会	教育委員会室	
	12:45	臨時校長会議	中津文化会館	
	13:30	新中津市学校運営委員会	本庁 庁議室	
19日(水)		小学校卒業式	各小学校	教育長他
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
20日(木)				
21日(金)				
22日(土)	9:00	企画展「中山忠彦追悼展」(～5/6まで)	木村記念美術館	
	11:00	「中山忠彦追悼展」ギャラリートーク	木村記念美術館	
	13:30	「羅漢の棲む処」記念講演会	新中津市学校	
	14:00	上映会(児童)「マイマイCARでおでかけぶしゅ」	小幡記念図書館視聴覚室	
23日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
24日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
	13:00	中津市公民館運営審議会	三光コミュニティーセンター	教育長他
	15:00	中津市社会教育委員会会議	三光コミュニティーセンター	教育長他
25日(火)		市議会 閉会日	中津市議会	
		幼稚園卒園式	各幼稚園	
	13:00	中津市公民館長会議	如水コミュニティーセンター	
26日(水)		修了式	各小中学校	
27日(木)				
28日(金)	13:00	点字絵本贈呈式	小幡記念図書館	教育長他
	16:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他
29日(土)	14:00	上映会(一般)「めんたいぴりり～パンジーの花～」	小幡記念図書館視聴覚室	
30日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
31日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け) ※子ども司書参加	小幡記念図書館視聴覚室	
	16:45	教職員退職者辞令交付式	文化会館	教育長他

## 4月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(火)	13:00	定例校長会議	研修室	学校教育課	
	13:30	公民館長・社会教育指導員辞令交付式 4月公民館長会議・社会教育指導員会議	中津市生涯学習センター「まなびん館」	社会教育課 生涯学習推進室	
2日(水)	15:30	新採用教職員等服務規律研修	研修室	学校教育課	
3日(木)					
4日(金)					
5日(土)	14:00	上映会(一般)「人誰か故郷を思わざらん―福澤諭吉翁物語―」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
6日(日)	11:00	春のおたのしみおはなし会～DANパネ団のパネルシアター(未就学児～小学生向け)	小幡記念図書館研修室	小幡記念図書館	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	社会教育課 生涯学習推進室	
7日(月)					
8日(火)		幼稚園入園式	各幼稚園	学校教育課	
9日(水)					
10日(木)		中学校入学式	各中学校	学校教育課	
11日(金)		小学校入学式	各小学校	学校教育課	
	15:00	教頭会議	研修室	学校教育課	
12日(土)	14:00	上映会(児童)「ミッキーマウス 2」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
13日(日)	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	中津市教育福祉センター	社会教育課 生涯学習推進室	
14日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
15日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	小幡記念図書館	
16日(水)	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
17日(木)		全国学力・学習状況調査(小6・中3)	各小中学校	学校教育課	
18日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
	15:30	教育課程研代表者会	中津下毛教育会館	学校教育課	教育長他
19日(土)					
20日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	社会教育課 生涯学習推進室	
21日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
22日(火)		大分県学力定着状況調査(小5・中2)	各小中学校	学校教育課	
23日(水)					
24日(木)					
25日(金)					
26日(土)	14:00	上映会(一般)「朽ちないサクラ」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
27日(日)					
28日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
29日(火)	9:00	第35回 八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園	体育・給食課	市長、教育長ほか
30日(水)					